

移住労働者権利委員会第 26 会期開幕

2017/04/03

国連人権高等弁務官事務所

移住労働者権利委員会第 26 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、持続可能な開発目標を実施する中で様々な課題に直面している各国政府や国連にとって、世界中の移住者・難民の大規模移動はさらなる課題となっていると述べた。また、移住労働者権利条約など、国際人権条約の枠組みの基礎である諸原則を尊重する重要性を強調した。さらに同代表は、人権高等弁務官事務所としては、国際移住に関する諸原則・確約・共通理解を規定する移住に関するグローバル・コンパクトの整備に貢献したい意向であると明言した。委員は、移住に関するグローバル・コンパクトに関わる今後の国際フォーラムや重要イベント、移住労働者権利条約の規定が適用されるべき緊急の問題に関する討議への委員会の参加・関与を確保する必要があると述べた。続いて、バングラデシュとアルジェリアの移住労働者の状況について、NGO 代表が発言した。

世界保健デーに向けて専門家が声明

2017/04/05

国連人権高等弁務官事務所

4月7日の世界保健デーに向けて、健康の権利に関する特別報告者が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。社会はうつ病への生化学的治療を再考しなければならない。軽・中度うつ病治療の第一段階での向精神剤の効力については裏付けがない。生化学的治療への過度の依存は益よりも害をもたらし、健康の権利を損ねることになる。多くの症例で精神医学的治療は必要ではない。適切なケアや支援はホームドクター、訪問看護師、家庭訪問員などでできるはずである。最も必要なのは経過観察、人との交流、話をし聞くことかもしれない。生化学的治療は重度のうつ病には重要な選択肢であるが、不平等な力関係や暴力被害などと密接に関わる症例に用いるべきではない。各国政府に対して、精神的健康に関する資金投入では、うつ病の原因となる不均衡な力関係や不平等の対策に重点を置くよう求める。

障害者権利委員会第 17 会期閉幕

2017/04/12

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 17 会期が閉幕した。今日の会合では、会期中に障害者権利条約の実施に関する審査が行われたアルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、キプロス、ホンジュラス、イラン、ヨルダン、モルドバに対する最終見解と勧告が採択された。また、「難民・移住者の大規模移動における障害者に対する取組み」と題する移住労働者権利委員会との共同声明、委員会委員選出の際のジェンダー・バランスと平等な地理的配分に関する声明、コロンビア・ペルー・エクアドルの洪水・土砂崩れにおける障害者の状況に関する声明が採択された。さらに、障害者権利条約 19 条(自立した生活と地域社会への包容)に関する一般的意見草案、5 条(非差別)に関する一般的意見草案概要が承認された。第 18 会期は 8 月 14～31 日に開催され、モンテネグロ、モロッコ、パナマ、ラトビア、ルクセンブルク、英国の報告書の審査が行われる予定である。

障害のある移住者・難民の保護を求める共同声明

2017/04/12

国連人権高等弁務官事務所

「安全で秩序ある正規移住に関するグローバル・コンパクト」(2018年採択予定)に関して、移住労働者権利委員会・障害者権利委員会の各委員長、障害者に関する特別報告者が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。現在の移住危機において障害者が危険な状況に置かれていることを深く懸念している。多くの国が障害のある移住者・難民を特定するための正式な手続きを欠き、彼らへの保護と必要なサービスの提供を怠っている。新しいグローバル・コンパクトには、一時収容施設や抑留センターで障害者を特定するための人的・財的資源を含め、生活・保健に関する適切な基準を設けるよう求めたい。拷問や性暴力の被害者のためのプログラムも必要である。グローバル・コンパクトの作成・交渉は、今後20年間の移住・難民政策に影響を与えることになる。障害者とその団体は、グローバル・コンパクトの策定・実施・監視・評価に参加できなければならない。

人権の世界的問題に関して高等弁務官が演説

2017/04/12

国連人権高等弁務官事務所

ゼイド人権高等弁務官が、アメリカのジョンズ・ホプキンス大学で演説を行った。その一部は以下のとおり。世界各地で基本的人権基準の違反や基準崩壊の恐れが高まっている。正義を放棄しようとする政府には次のような兆候が見られる。例えば、結社・表現の自由の制限拡大、人種的・宗教的・ジェンダーのマイノリティを標的とする行動、移住者に対する攻撃、女性・少女の権利の制限、健康障害や疾病の放置、不適切な都市化、弱者に配慮しない開発などである。人権を維持できない、またはしようとしていない政府は、人の尊厳や生活と、持続可能な平和な開発の脅威となる。医師・弁護士・ジャーナリスト・科学者・芸術家・哲学者・経済学者など、われわれ全てが人権擁護活動家になる必要がある。手遅れになる前に、今こそ立ち上がらなければならない。抗議の行進をし、主張し、前進しなければならない。そして、互いを思いやらなければならない。

拷問禁止委員会開催の予定

2017/04/13

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 16 会期が 4 月 18 日～5 月 12 日に開催される。この会期では、パキスタン、レバノン、バーレーン、アフガニスタン、アルゼンチン、韓国の拷問行為の防止・処罰のための措置が審査される。また、拷問防止小委員会委員長との会合、締約国や NGO との会合、拷問等禁止条約 3 条(ノン・ルフールマン)に関する一般的意見改訂案、委員会の最終見解や個人通報に関するフォローアップ、さらに、委員会の協力者に対する報復の申立ての検討なども行われる予定である。拷問等禁止条約(1984 年採択、1987 年発効、現締約国 161 カ国)の 20 条は締約国における制度的拷問に関する十分な根拠のある情報の調査、21 条は締約国の義務不履行に関する他の締約国からの通報の検討、22 条は締約国の条約違反による被害者からの通報の検討を規定する。日本は上記のうち 21 条のみ受諾している。拷問防止に関する選択議定書(2006 年発効)の現締約国は 83 カ国である。

拷問禁止委員会第 16 会期開幕

2017/04/18

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 16 会期が開幕した。人権高等弁務官事務所の代表が開会の挨拶を行った。主な内容は以下のとおり。数億人もの人々が戦争や悲惨な経済状況のために出身国を離れざるを得ない状況は、第 2 次世界大戦後初めてのことである。そして、その多くの人々が出身国や移住途中で拷問や虐待を受けている。こうした中、移住者の抑留を非難し、その状況を懸念し、移住者の子どもの弱い立場を強調する上で、委員会は重要な役割を果たす。委員会は、効果的な移住者対応は基本的権利の尊重に基づくことを国際社会に再認識させるが、異見が声高に主張される今、委員会の見解はこれまで以上に現実的な意味をもつ。今会期で予定されている拷問等禁止条約 3 条(ノン・ルフールマン)に関する一般的意見改訂案の検討などは、移住者を含む弱者に期待と希望をもたらしている。締約国や NGO との会合でも、大規模移住における条約の実施を討議してもらいたい。

人種差別撤廃委員会開催の予定

2017/04/20

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会が4月24日～5月12日に開催される。この会期では、フィンランド、モルドバ、アルメニア、ケニア、キプロス、ブルガリアの状況審査が行われる。これらの国を含む人種差別撤廃条約締約国178カ国は、委員会に定期報告書を提出しなければならない。委員会はNGOや国内人権機関からも意見を聞き、最終見解を公表することになっている。委員会は18名の委員で構成される。彼らは世界各国の国際的な人権専門家であり、締約国の代表としてでなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、締約国が条約上の人権義務を遵守しているかを独自に評価するものである。

人種差別撤廃委員会第 92 会期開幕

2017/04/24

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 92 会期が開幕した。開会の挨拶で人権高等弁務官事務所の代表は、前例のない数の移住者・難民が移動を続け、彼らが人種差別や暴力を受けている現状と委員会が果たす役割を強調した。また、委員会がツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを先駆的に活用していることを評価した。そして、国連のインターネット放送も各国政府・市民社会・国連機関・メディアによる意識向上・研修・能力構築などで積極的に利用されており、条約機関の活動の可視化のために今後もインターネット放送を継続する予定であると述べた。委員長は、移住者・難民に関するデマ、今も残る奴隷制、様々な形態の人種的抑圧の増加に懸念を示し、また、委員会の活動は各国の功罪を審査し、一般論となるのを避け、条約を実施する各国を支援することであると述べた。委員からは、委員会のペーパーレスの方針を歓迎する意見などがみられた。

拷問を受けた移住者に関する討議の予定

2017/04/26

国連人権高等弁務官事務所

国連拷問犠牲者支援基金が4月28日に「犠牲者の旅-移住における拷問犠牲者の救済とリハビリ」と題する討議を行う。この討議には、拷問犠牲者、医師、精神科医、弁護士らが参加し、拷問と移住との関連、犠牲者のニーズへの効果的対応方法が話し合われ、医療、法律、精神的・社会的サポートのための具体的プロジェクトも示される予定である。基金の議長は、毎年支援対象者の3分の2が移住者・難民であるとし、移動中の人々の人権の保護・促進への特別・迅速な対応が必要であると述べている。国連拷問犠牲者支援基金は1981年以来、拷問犠牲者への不可欠なサービス提供のために、世界620以上の団体に1億6,800万ドルを超える資金を提供してきた。犠牲者に明確に焦点を当てた、最古・最大の人権基金であり、毎年80カ国以上の約5万人の拷問犠牲者とその家族の医療・精神・人道・社会・法律上のリハビリ支援のプロジェクトに資金を提供している。

拷問禁止委員会 ノン・ルフールマンに関する一般的意見を討議

2017/04/28

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、拷問等禁止条約3条(ノン・ルフールマン)に関する一般的意見1号(1997年)の改訂案について討議が行われた。昨年12月に採択された第1改訂案(<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CAT/Pages/GCArticle3.aspx>)については、包括的協議が行われており、これまでに締約国・人権機関などから43の意見が提出されている。今日の討議で締約国からは、外交的保証[強制送還や引渡しに際し拷問しないという外交上の保証]はノン・ルフールマン原則を侵害する抜け道となってはならず、一定のケースでは認められないが、全面禁止には反対であること、外交的保証は信頼・信用でき、明確・具体的であり、政府機関を拘束するものでなければならないことなどが主張された。市民社会組織からは、外交的保証は条約を損ねること、外交的保証は、警察などの公務員を政府が十分に管理できる国家においてのみ機能することなどが主張された。

人権理事会普遍的定期審査作業部会開催の予定

2017/04/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会普遍的定期審査作業部会第27会期が5月1～12日に開催される。この会期では、バーレーン、エクアドル、チュニジア、モロッコ、インドネシア、フィンランド、英国、インド、ブラジル、フィリピン、アルジェリア、ポーランド、オランダ、南アフリカの審査が行われる。各国の代表は、人権義務・確約の実施のための努力、特に前回の勧告実施のための措置を説明し、作業部会は、各国について積極的に評価できる点と課題を明らかにする。最終文書は9月の人権理事会第36会期で採択される予定である。普遍的定期審査制度は2007年に人権理事会によって設けられ、人権理事会の全理事国47カ国で構成される作業部会が設立された。国連加盟国193カ国についての1巡目の審査は2008年4月～2011年10月、2巡目の審査は2012年1月～2016年11月に行われた。今回は3巡目審査の初の会期となる。

人種差別撤廃委員会 締約国と会合

2017/04/28

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会は締約国と非公式の会合を行った。委員は、締約国は大きな社会的変化、多面的経済危機、前例のない移住危機に直面し、ロマ、先住民族、外国人、移住者、イスラム教徒らがヘイトスピーチ・ヘイトクライムの主な被害者であり、人種的なヘイトスピーチ・ヘイトクライムが各国の主要な懸念事項のようであると述べた。また、意識向上、人権教育、法執行官・裁判官の研修、国内行動計画を用いてヘイトスピーチ対策を講じている国があることを指摘した。締約国は、定期報告書に関して、多くの条約機関の勧告・質問・意見が重複していること、簡素化された報告手続の導入を希望すること、人種差別撤廃のための国内戦略を作成する上で、委員会との交流とその意見が重要であることなどに言及した。日本政府代表は、教育と意識向上が非常に重要であること、ヘイトスピーチ対策法を制定したことなどを発言した。